講習科目	時間数
一　タンカーの構造、設備及び船内実務	三時間
二　タンカーにおける火災及び爆発	二時間
三　タンカーにおける火災に対する消火技術	二時間
四　引火性危険物質の物理的性質及び化学的性質	二時間
五　検知器具及び保護具の取扱方法	一時間
六　災害防止対策	二時間
七　海上汚染防止対策	二時間
八　船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	二時間

三　甲種危険物等取扱責任者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、第七十七条の六の十八第一項第二号に該当する者に行わせること。

（準用）

第七十七条の六の二十一　第七十七条の六の六から第七十七条の六の十六までの規定は登録学科講習、登録学科講習実施機関及び登録学科講習の実施に関する事務について準用する。

第九号表第一号中

「2　申請日以前五年以内に、消火、タンカーの安全の確保、海洋汚染の防止等に関する講習であつて当該タンカーの航行区域又はその職務の別に応じ国土交通大臣が認定するものの課程を修了したこと。」を

「2　申請日以前五年以内に、消火、タンカーの安全の確保、海洋汚染の防止等に関する講習であつて次に掲げるものの課程を修了したこと。

(1)　第七十七条の六の二及び第七十七条の六の三の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習

(2)　第七十七条の六の十七及び第七十七条の六の十八の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習」

に改め、同表備考を削る。

第九号表の次に次の三表を加える。

第十号表（第七十七条の六の三関係）

一　模擬船橋
二　模擬機関室
三　模擬船室
四　模擬タンク破口及び模擬タンク噴出設備
五　模擬船舶載貨設備
六　模擬亀裂甲板設備
七　模擬タンク設備
八　消火ポンプ
九　送水管
十　消火栓
十一　消火ホース
十二　ノズル
十三　水噴霧放射器
十四　国際陸上施設連結具
十五　液体消火器
十六　泡消火器
十七　鎮火性ガス消火器
十八　粉末消火器
十九　消火剤
二十　個人装具
二十一　自蔵式呼吸具
二十二　命綱
二十三　手袋
二十四　長靴
二十五　ヘルメット
二十六　安全灯
二十七　実習用モデル人形
二十八　発煙筒
二十九　酸素濃度測定器
三十　可燃性ガス検定器
三十一　ガス検知器
三十二　送気マスク
三十三　空気呼吸器
三十四　酸素呼吸器
三十五　安全ベルト
三十六　防毒マスク
三十七　オイルフェンス
三十八　油回収装置
三十九　油ゲル化剤
四十　油処理剤
四十一　油吸着剤
四十二　ひしゃく
四十三　バケツ
四十四　実習用舟艇

第十一号表（第七十七条の六の三関係）

講習科目	条件
一　石油火災消防実習	三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級の資格について、当該免許を受けた後二年以上船舶職員として乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者で、危険物に関する研究又は実務に二年以上従事した経験を有するものであること。
二　液化ガス火災、液体科学薬品消防実習	一　三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級の資格について、当該免許を受けた後一年以上船舶職員としてタンカーに乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。 二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）（以下「大学等」という。）において医学若しくは工学に関する学科を修得し、その後二年以上検知器具及び保護具に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
三　船内捜索救助実習	
四　検知器具及び保護具の取扱実習	